

令和7年3月27日	
所 属	マナー向上推進担当
所属長	木下 禎章
電 話	06-6489-6581

**市内鉄道12駅周辺の路上喫煙禁止区域における過料徴収を開始！
さらなる喫煙ルールの遵守・マナーの向上を目指します**

尼崎市は、平成30年度の「尼崎市たばこ対策推進条例」の制定時から、不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺は、屋外であっても受動喫煙や身体又は財産への被害を特に防止する必要がある場所として、市内駅前を対象に路上喫煙禁止区域の指定を進めてきました。

しかし、既に指定した駅前の禁止区域や、禁止区域を指定していない駅前においても、いまだに喫煙ルールを守っていない喫煙者が多数存在しています。

このため、駅周辺を利用する多くの市民等から受動喫煙の被害の防止を訴える声や、違反者に対する罰則を求める声が寄せられたことから、禁止区域内の受動喫煙対策を強化するため、令和6年9月に条例改正を行い、違反者に対する過料徴収を導入しました。

そのことに伴い、令和7年4月1日より、禁止区域における市条例違反者に対する過料徴収を開始します。

1 たばこ対策指導員による巡回日時・場所

令和7年4月1日（火）午後1時30分頃～ 阪神尼崎駅周辺（駅北側中央公園内）
午後4時頃～ JR 尼崎駅周辺（駅北側）

2 周知PRキャンペーン等の実施

(1) JR 尼崎駅における事前周知PR イベント

（日時）令和7年3月31日（月）午後1時30分～午後2時30分

（場所）JR 尼崎駅2階改札外 自由通路

（内容）・オープニング（事業説明など）

・市職員によるデモンストレーション

・啓発キャンペーン（チラシとティッシュ配布）

（参加団体）尼崎市・西日本旅客鉄道(株)尼崎駅・尼崎東警察署地域ふれあいの会

（※詳細なイベント内容は「別紙」参照）

(2) 阪神尼崎駅周辺における啓発キャンペーン

令和7年3月31日（月）午後4時～午後5時 駅北側中央公園内

以 上

尼崎市 過料徴収 事前周知 PR イベント

1. 目的

令和7年4月1日から、路上喫煙禁止区域における市条例違反者に対し過料徴収を実施することに先立ち、取組内容を事前に周知 PR することで、市民等の市条例への理解を深め、違反行為の未然防止による駅周辺の喫煙ルールの遵守・マナー向上を推進する。

2. 日時と場所

令和7年3月31日(月)午後1時30分～午後2時30分

JR 尼崎駅 2階改札外 自由通路

3. 参加団体等

- ・尼崎市(主催)
- ・西日本旅客鉄道(株)尼崎駅
- ・尼崎東警察署地域ふれあいの会

4. 内容

①オープニング・事業の説明 (午後1時30分～1時35分)

- ・マナー向上推進担当課長による事業説明



②市職員によるデモンストレーション (午後1時40分～1時50分)

JR 尼崎駅前周辺の市条例周知 PR 用の掲示物に掲載している「ペンギン」に扮した市職員「こっちのペンギン」と「あっちのペンギン」が、たばこ対策指導員に路上喫煙禁止区域での市条例違反行為について事細かに確認・質問を投げかけます。それに対して、たばこ対策指導員がペンギンたちに指導・説明し理解を求めるといった内容です。

③啓発キャンペーン (午後2時～2時30分)

- 参加団体によるチラシとティッシュの配布を行います。

以上